

「10・30 地学専門家声明」に賛同します。

— 多くの方々が賛同の声をあげるよう呼びかけます —

2024年1月5日

山本行雄（弁護士）

2023年10月30日、300名余りの地学の専門家が、現在我が国において進められている、高レベル放射性廃棄物政策について、

「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない — 現在の地層処分を中止し、開かれた検討機関の設置を —」

と題する声明（以下「声明」または「10・30地学専門家声明」と略称。末尾に添付）を公表しました。声明は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下「最終処分法」）について、「日本の地質条件を無視した」ものであると指摘し、その廃止を求めています。

最終処分法とはどんな法律なのか、それは我が国における安全な地層処分が可能であるという「研究・開発の成果」なるものを前提とした法律です。

声明は、この前提そのものについて、科学者としての判断を示し、きびしく批判しています。最終処分法の土台となっている、いわゆる「第2次取りまとめ」、その前提である1984年の「中間報告」を正面からとらえ、「人工バリア技術で安全性が保障されるとみなすのは論外」であるとしています。

私は、長年、法律的視点から「核のゴミ」問題に取り組む、最終処分法制定に至る政策決定過程をつぶさに見てきました。その経験に照らし、声明に強い賛同の意を表明するとともに、多くの方々が賛同の声をあげ、情報が広くいきわたり、課題が共有されるよう呼びかけます。

なお、この声明の画期的な意味に照らし「10・30地学専門家声明」と略称させていただきました。

以下は、最終処分法制定に至る政策形成過程の要点です。最終処分法の前提となっている「研究開発の成果」というものがいかなるものか、その実態を知ることができます。効率的な情報把握にお役立てください。（ネット検索で出にくい場合は、西暦・元号を替えてみてください）

＜最終処分法制定に至る政策形成過程の要点＞

①1962年(昭和37年)、原子力委員会「廃棄物処理専門部会中間報告書」

「国土が狭いので、地震のあるわが国では最も可能性のある最終処分方式としては深海投棄であろう」とした。

② 1976年(昭和51年)、原子力委員会「放射性廃棄物対策について」

「地層処分に重点」を置く方針を示し、動燃と原研を研究開発の中核とする組織体制が整った。

③ 1980年(昭和55年)、原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会「高レベル放射性廃棄物処理に関する研究開発の推進につて」

動力炉・核燃料開発事業団(動燃)が、地層に関する調査研究、工学バリアに関する調査研究、地層処分システム研究を行い、これらの成果を踏まえて…次の段階の広域調査を行うべき「有効な地層の選定」を行う旨の決定を行い、次の5段階研究開発方針を示した。

- 第1段階 可能性ある地層の調査
- 第2段階 有効な地層の調査
- 第3段階 模擬固化体現地試験
- 第4段階 実固化体現地試験
- 第5段階 試験的処分

註:「有効な地層」とは、安全に地層処分が可能な地層。

④ 1984年(昭和59年)、原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会中間報告「放射性廃棄物処理処分方策について」(以下「84年中間報告」)

これまでの研究開発は、所要の成果をあげたとし、「有効な地層の選定」は発表と同時に「終了」とした。地層条件については、「岩石の種類を特定することなく、むしろその地質条件に対応して必要な人工バリアを設計することにより、地層処分としての安全性を確保する見通しが得られた」と結論付けた。そして次の4段階の政策推進方針を示した。

- 第1段階 有効な地層の選定(終了)
- 第2段階 処分予定地の選定
- 第3段階 模擬固化体による処分技術の実証
- 第4段階 実固化体処分

「有効な地層の選定」が終了するためには、そのための地層や人工バリアに関する調査研究が終了していなければならないが、この中間報告書自体に、終了前に結論を先取りしていることが示されている。

注記:「最終処分法」が第2段階の「処分予定地の選定」以降の法律になっていることに注意。

⑤ 1987年(昭和62年)、原子力研究開発利用長期計画(以下「原子力長計」)

84年中間報告を、これまでの研究開発の「成果」として位置づけ、今後、「処分予定地の選定(第2段階)」以降の手順で進めるとした。

⑥ 1992年（平成4年）、動力炉・核燃料開発事業団「高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的報告書-平成3年度-」（通称「第1次取りまとめ」）

「84年中間報告」の「地層処分を行うための有効な地層については岩石の種類を特定することなく広く考えること」となっていることを確認、さらにこの中間報告を成果と評価した1987年原子力長計の基本方針を確認した。

⑦ 1999年（平成11年）、核燃料サイクル開発機構「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性—地層処分研・究開発第2次取りまとめ—」（「第2次取りまとめ」）注①「第1次取りまとめの成果を受けて」これまでの研究開発の集大成であるとした。

⑧ 2000年（平成12年）原子力委員会原子力バックエンド部会「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術的信頼性の評価」

「第2次取りまとめ」について、何らの留保なく、全面的に肯定・評価した内容。

⑨ 2000年（平成12年）、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」制定

「有効な地層の選定終了」、すなわち、我が国において安全な地層処分が可能か否か、その判断基準は何か」という検討段階を排除し、「処分予定地の選定」段階に飛躍突入する法律である。

自然的条件については、84年中間報告以来の人工バイリア重視の政策方針に即したものである。対象地層内に、活断層、化学的腐食作用、地下水などの存在があっても、原子力発電環境整備機構（NUMO）が、「悪影響を及ぼすおそれが少ない」と判断し、経産省が「異常な圧力を受ける恐れがないと見込まれる」「異常な腐食作用を受ける恐れがないと見込まれる」「水流が地下施設の機能に障害を及ぼす恐れがないと見込まれる」程度の判断をすれば、最終処分地が最終的に決定してしまう仕組みになっている。また、安全規制に関する法整備については「別に法律で定める」（20条）とし、未整備・後送りのまま処分地選定に向けた政策が実行に移されている。

注① これらの「取りまとめ」は、それまでの「研究開発」の「集大成」に過ぎません。資料は膨大ですが、「84年中間報告」「62年原子力長計」が前提となっていることは、「第1次取りまとめ」「第2次取りまとめ」の冒頭部分に書かれているとおりです。したがって「それは過去のことだ」という説明は通りません。もし、過去のもので、最終処分法の政策とは別だというなら、「第1次取りまとめ」「第2次取りまとめ」とは別の「研究開発」の成果がなければなりません。それは何もありません。

以上